

府有建築物耐震化実施方針

平成 19 年 3 月 12 日

1. 目的

東南海・南海地震など大地震の発生切迫性が指摘される中、平成 18 年 1 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正施行され、都道府県は、国が策定する「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき、耐震改修促進計画を策定することが義務づけられた。

このため、大阪府は、平成 18 年 12 月に「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」（耐震改修促進計画）を策定し、民間建築物及び公共建築物の耐震化の目標や必要な施策等を明らかにするとともに、府有建築物については、耐震化への取組みの基本的な考え方を示したところである。

本方針は、この基本的考え方を踏まえ、より具体的な目標や耐震化事業の進め方などを示すもので、今後、この方針に基づき計画的かつ効率的に府有建築物の耐震化に取り組んでいく。

2. 耐震化対策のこれまでの取組み

大阪府では、阪神・淡路大震災の後、府有建築物の内、災害時の指揮命令等の中核拠点となる庁舎等や人命救助の主要な拠点となる病院等、さらには避難所となっている府立学校等を、「災害時に重要な機能を果たす建築物」として位置づけ、これらの建築物について、順次、耐震診断を実施し、その結果を公表してきた。（計 279 施設、456 棟 平成 19 年 3 月 1 日現在）

この診断結果を踏まえ、これまでに災害対策本部となる府庁別館など 23 施設、27 棟の耐震改修と警察本部庁舎など 6 施設、7 棟の建替えに取り組んできた。

「災害時に重要な機能を果たす建築物」以外の建築物についても、「府立学校」では、計 34 棟（避難所指定の体育館及び校舎 8 棟を除く。）の耐震改修を、経年劣化対策である大規模改修事業などにあわせて実施するとともに、「府営住宅」では、ピロティ部の耐震補強（既に完了）に加え、府営住宅ストック総合活用計画（平成 14 年 2 月策定）に基づいて、建替えによる耐震化を進めてきたところである。

3. 耐震化対策の対象とする府有建築物

昭和 56 年以前の旧耐震基準に基づき建設された特定建築物及び特定建築物に準じた建築物（準特定建築物）の内、現行の耐震基準と同等の耐震性能を有しない建築物（構造耐震指標 I_s 値が 0.6 未満の建築物）を対象とし、建物用途により、以下のとおり分類する。

ア. 災害時に重要な機能を果たす建築物

- ・災害対策の指揮命令等の中核機能施設（庁舎、警察）
- ・人命救助の主要な拠点施設（病院、保健所）
- ・市町村が指定した避難所（府立学校等）
- ・その他（土木施設、水道施設）

イ. 府立学校（但し、アの避難所指定されている体育館及び校舎を除く。）

- ・府立高校、府立盲聾養護学校、府立高専

ウ. 府営住宅

エ. その他の一般建築物（府税事務所、福祉・青少年施設、公園施設、警察待機宿舎等）

4. 耐震化の目標

（１）計画期間 平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間

（２）耐震化率 府有建築物全体 90%以上

ただし、災害時に重要な機能を果たす建築物、府立学校、避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物及び不特定多数の者が利用する建築物については 100%

5. 耐震化の進め方

(1) 基本的な考え方

府有財産の有効活用の観点から、長期的な活用を図る建築物については、耐震改修で、老朽化や機能面等から長期的活用が難しい建築物については、複数施設の合築・集約化の検討を行い、建替え等により耐震化を推進する。

(2) 建物用途別の耐震化の進め方

建築物の耐震性能（構造耐震指標 I_s 値）等を踏まえ、計画的に耐震化に取り組む。

ア. 災害時に重要な機能を果たす建築物

〔耐震診断〕 完了済み。新たに避難所に指定されるなど、追加された建築物については、速やかに実施する。

〔耐震化〕 特に、構造耐震指標 I_s 値が 0.3 未満の建物については、平成 19 年度から 3 年間で耐震化事業に着手する。

イ. 府立学校（アの避難所に指定されている体育館及び校舎を除く。）

〔耐震診断〕 平成 18 年度末までに完了する。

〔耐震化〕 経年劣化対策である大規模改修にあわせて、計画的に耐震改修を推進する。特に、 I_s 値が 0.3 未満の建物については、平成 19 年度から 5 年間で耐震化事業に着手する。

ウ. 府営住宅

〔耐震診断〕 高層住宅及び一部の中層住宅については、実施済みであり、未診断であるラーメン構造の中層住宅については、平成 19 年度末までに完了する。

〔耐震化〕 府営住宅ストック総合活用計画（平成 19 年 1 月改定）に基づき、中層住宅については建替事業により、高層住宅については耐震改修事業により、耐震化を推進する。

特に、 I_s 値が 0.3 未満の住宅の内、耐震改修事業によるものについては、ストック総合活用計画の計画期間内の前期 5 年間で着手する。

エ. その他の一般建築物

〔耐震診断〕 「府有財産の有効活用方策」の検討を踏まえ、長期的活用を図るべきものとされた建築物については、早期に診断を実施し、完了する。

〔耐震化〕 福祉施設や多くの府民が利用する施設など、建物用途や耐震性能等を踏まえ、計画的に耐震化を推進する。

特に、 I_s 値が 0.3 未満の建物については、平成 19 年度から 5 年間で耐震化事業に着手する。

6. その他

本方針に基づく耐震化事業の進捗状況については、毎年度末に集約し、年度当初に公表する。なお、本方針は、社会情勢の変化や事業実績等を踏まえ、適宜、点検・見直しを行なう。